

地域調整率について

子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱別表の3欄に定める地域調整率（二次医療圏別）については、下記のとおりですので、補助申請額の算出にあたっては、該当する地域調整率を確認願います。

(所在圏域人口10万対看護職員就業数)÷(全道平均人口10万対看護職員就業数)×100	地域調整率
80%未満	1.15
80%以上90%未満	1.1
90以上97未満	1.05
97以上	1.0

二次医療圏別の調整率

第二次保健医療福祉圏	地域調整 (所在圏域人口10万対看護職員就業数)÷(全道平均人口10万対看護職員就業数)×100	該当する地域調整率
南 渡 島	109.6%	1.0
南 檜 山	86.9%	1.1
北 渡 島 檜 山	91.8%	1.05
札 幌	102.1%	1.0
後 志	108.4%	1.0
南 空 知	93.7%	1.05
中 空 知	139.4%	1.0
北 空 知	134.4%	1.0
西 胆 振	115.7%	1.0
東 胆 振	80.5%	1.1
日 高	55.4%	1.15
上 川 中 部	120.3%	1.0
上 川 北 部	94.3%	1.05
富 良 野	83.3%	1.1
留 萌	90.6%	1.05
宗 谷	78.7%	1.15
北 網	88.8%	1.1
遠 紋	89.6%	1.1
十 勝	92.2%	1.05
釧 路	100.9%	1.0
根 室	60.5%	1.15

※二次医療圏域一覧については、別紙参照